

『統漢書』百官志と晋官品令

佐藤達郎

はじめに

後漢から魏晋南北朝時代にかけて、官職や儀礼、いわゆる典章制度に関する著作——ここでは職官儀注書と呼ぶことにする——が発達したことが知られており、後漢時代におけるそれらの発生の背景と要因、また後漢末から魏晋時代にかけてのその変化について、筆者はさきにくつかの具体例を分析しつつ述べてきたが、典章制度の書としてはむろん、単行の職官儀注書と並んで正史の職官志にも注目せねばならない。後漢時代に成立した職官儀注書、ならびに『漢書』百官公卿表、これらの系譜を受け継ぎつつ、漢末魏晋には文化上の大きな変動とともに、当時の知的関心が強くこれらの著作にも反映されていくようになる。このような、魏晋期に成立する典章制度の書として取り上げるべきものの一つが、西晋時代に編纂された司馬彪『統漢書』の諸志、なかでも百官志である。本稿では、『統漢書』百官志（以下、ときに統百官志と略称する）の内容、構成、および資料的來源を検討することによって、官制叙述のあり方が当時の時代環境にいかん影響を受けたかを考えてみたい。

司馬彪『統漢書』の編纂をめぐる¹は渡邊義浩氏に専論があり、また谷井俊仁、中村圭爾各氏は魏晋南北朝時代の

職官儀注書や百官志の系譜を論ずる中で統百官志にも言及する。⁽²⁾ これらのように、統百官志については部分的に触れられることもあったが、それを包括的に取り上げた研究としてまず注目すべきは、『統漢書』八志の訳注と考察を行った Mansvelt Beck 氏の著作⁽³⁾であり、その中で氏は、統百官志が『周礼』を官制叙述のモデルとし、簡素化と理念化の志向を見せること、また資料的来源として『東觀漢記』百官表に大きく依存していることなどを指摘する。また中国では近年、徐冲氏が統百官志を正面から取り上げ、司馬彪の本文と彼による「本注」との区別を強調した上で同書の元来の体裁を復元、その特色について論じている。⁽⁴⁾ 本稿ではこれら先行研究の成果を踏まえ、その問題点のいくつかについて検討した上で、従来論じられなかった同時代の編纂物すなわち晋泰始令との関係について推測を行うものである。

一 司馬彪の『統漢書』と八志編纂をめぐって——概略といくつかの指摘——

統百官志の内容的検討に移る前に、本章では司馬彪『統漢書』と統百官志の編纂の概略、その性格について一通り通観するとともに、いくつかの点について確認をしておきたい。

『晋書』卷八十二本伝および卷三十七宗室伝によれば、司馬彪は司馬懿の甥に当たる高陽王司馬睦の長子として生まれた。恵帝末年に六十余歳で没したとあるので、生年は曹魏の中葉、正始の頃であろう。少くして学問を好みながらも素行不良ゆえ廢嫡され、爾来いっそう学に専念、「故に群籍を博覧し、その綴集の務を終うるを得」たという。その後、晋朝が開かれると著作の官たる秘書郎・丞を歴任、『莊子』注⁽⁵⁾や漢末のことを記した歴史書『九州春秋』を著した。後者が『統漢書』編纂の一つのステップをなすであろうことは無論だが、前者、すなわち彼に玄学の造詣の

あつたらしいことに少し注意したい。彼の廢嫡の理由について本伝には「好色薄行にして睦の責むる所と爲る」とあるが、たとえば曹魏前期に謀臣として活躍した劉曄の子、陶は「高才にして薄行」、談論を能くして「当時の推す所と爲り」（『三國志』卷十四劉曄伝および注引王弼伝）、また東晋の博物学者として名高い郭璞は「性は輕易、威儀を修めず、酒を嗜み色を好む」という（『晋書』本伝）。何晏ら正始の玄学者たちが司馬懿により肅正されて間もない時期、清談の風は依然貴族たちの社交界を覆っていた。「言論放蕩」の廉で刑死した嵇康を悼む声が天下に響いたのは、司馬彪が二十歳の頃である。「好色薄行」とされる彼も、その若い時期、こうした知識人界の風潮に染まっていたことが推測される。さらに推測を重ねるなら、父による廢嫡の理由も、曹魏末期の司馬氏―曹氏両派の血なまぐさい暗闘のなか、後者に近しい清談派への接近が厭われたためではないか、とも思われる。それ以後世俗の交流を絶つたという彼の態度の背後にも、そうした事情があつたのかもしれない。

『統漢書』編纂の意図について、彼の伝には次のように記される。

以為らく、「先王、史官を立て以て時事を書し、善惡を載せ以て沮勸を為し、教世の要を撮るなり。是を以て春秋修めざれば則ち仲尼これを理む。関雎既に乱るれば則ち師摯これを修む。前哲、豈に煩を好まんや、蓋し已むを得ざるが故なり。漢氏中興より建安に迄るまで忠臣義士亦た以て昭著たり、而して時に良史無く、記述煩雜なり、譙周已に删除すと雖も然れども猶も未だ尽くさず、安順以下、亡欠せる者多し」と。彪乃ち衆書を討論し、その所聞を綴り、世祖に起り孝献に終ること編年二百、録世十二、上下を通綜し、庶事を旁貫し、紀・志・伝を為ること凡そ八十篇、号して統漢書と曰う。

渡邊氏も強調するように、後漢一代の「忠臣義士」の顕彰、それを通じて「善惡」の所在を明らかにする「教世」の書として同書は編まれたのであつた。彼は自らの著を『春秋』や『詩』になぞらえており、こうしたいわば經典化へ

の志向は、煩雑な記述を厭う簡素化への志向とともに、後述のように彼の八志にも通底していたと考えられる。

次に『統漢書』八志中、とくに百官志についていくつかの確認をしておきたい。その序文には次のように記される。

昔、周公、周官を作り、分職著明にして法度もて相い持し、王室微なりと雖も、猶お能く久しく存す。今、その遺書は周室牧民の徳、既に至れるを觀る所以にして、又たその来事に益有るの範たること、殆ど未だ窮むる所有らざるなり。故新汲令・王隆の小学漢官篇を作るや、諸文倜説、較略にして究めず。唯だ班固の百官公卿表を著すのみ、漢の秦を承け官を置くの本末を記し、王莽に訖るまで、差や條貫有り。然れども皆な孝武奢広の事にして、又た職分未だ悉くさず。世祖節約の制、宜しく常憲と為すべし、故にその官簿に依り、粗まし職分を注し、以て百官志と為す。凡そ置官の本、及び中興に省く所、因りて復た見る無き者は、既に漢書百官表に在れば、復た悉くは載せず。

ここから確認できることは次の点である。まず、司馬彪が『周礼』を官制記述の理想に掲げることであり、先述のように、Beck氏や徐冲氏らの先行研究でもこの点が指摘される。ただしここで言い添えておきたいのは、『周礼』を模倣したとされる続百官志本文があくまで漢制を本としており、その点では胡広『漢官解詁』以来の伝統を踏襲していることである。このことは谷井氏も指摘している。第二に、王隆『小学漢官篇』——胡広がこれに注解を施したものが『漢官解詁』である——を条文未整理で疎略なものとして却け、対して『漢書』百官公卿表を「條貫」ありと評価しつつも、武帝の採った奢広の制として戒め、光武帝の節儉の制こそを則るべき典範として掲げることである。司馬彪が光武の節儉を旨としたことについてはBeck氏、徐冲氏も指摘している。第三に、百官志の編纂に当たっては「官簿」に依拠し、各官の職分を注として記したことである。続百官志が元来、本文と注とに分かれていながら、梁

の劉昭以来、両者の区別が不分明になっていったこと、徐冲氏が改めて元来の体裁を復元したことについては先に述べた。なお、編纂資料とされたという「官簿」については後に再び触れることにしたい。第四に、官職設置の由来および光武の省職以来置かれなかった官職については『漢書』百官公卿表との重複を避け載せない、とされることであり、この点についても、徐氏は同書の注文が人員職掌と沿革を述べながら前者に比重を置いたと指摘するように、歴史的な動態よりは静的な典制の記述に主眼が置かれたように思われる。このことについても後に再び取り上げたい。

このように司馬彪は『周礼』を牧民の徳の至りとし、次代のための典範と仰ぎつつ、光武節儉の制を「常憲」として提示するが、そこには彼の強い同時代への関心を見て取ることができる。時あたかも、『九州春秋』で描かれた覇世から自身目にした魏末の政争を経、自らその皇統につらなる晋朝は産声を上げたばかりであった。Balas 氏も Balas 氏の言葉を引いて示唆するよう、続百官志は建国間もない西晋王朝の、同時代そして未来のための経典として編まれたのである。続百官志の最後に付せられる司馬彪の賛、「帝道淵默、冢師徳を修む。寡は以て衆を御し、分職乃ち克くす。置かず監せず、驕する無く忒う無し。是の師徒を程とし、民を寧んじ国を康んず」はそのような彼の姿勢をよく言い表しているであろう。

次に、続百官志の内容、体裁とその資料的來源との関係につき、先行研究の論点を改めて検討してみたい。

一一 続百官志の内容・形式および先行する著作との関係

まず、続百官志の基本的体裁を確認するために、百官一から大尉とその属官、百官二から太常・太史令とそれらの属官の条文を、本文と注との区別に注意して段落分けしつつ、例として掲げよう（史料の性格上、訓読はしない）。

太尉、公一人。(本注曰、掌四方兵事功課、歲尽即奏其殿最而行賞罰。凡郊祀之事、掌巫獻。大喪則告諡南郊。凡国有大造大疑、則与司徒・司空通而論之。国有過事、則与二公通諫争之。世祖即位、為大司馬。建武二十七年、改為太尉。)

長史一人、千石。(本注曰、署諸曹事。)

掾史属二十四人。(本注曰、漢旧注東西曹掾比四百石、余掾比三百石、属比二百石、故曰公府掾、比古元士三命者也。或曰、漢初掾史辟、皆上言之、故有秩比命士。其所不言、則為百石属。其後皆自辟除、故通為百石云。西曹主府史署用。東曹主二千石長吏遷除及軍吏。…(後略)…)

令史及御属二十三人。(本注曰、漢旧注公令史百石、自中興以後、注不說石数。御属主為公御。閣下令史主閣下威儀事。記室令史主上章表報書記。…(後略)…)

太常、卿一人、中二千石。(本注曰、掌禮儀祭祀、每祭祀、先奏其禮儀。及行事、常贊天子。…(後略)…)

丞一人、比千石。(本注曰、掌凡行禮及祭祀小事、總署曹事。其署曹掾史、隨事為員、諸卿皆然。)

太史令一人、六百石。(本注曰、掌天時、星曆。凡歲將終、奏新年曆。…(後略)…)

丞一人。明堂及靈台丞二人、二百石。(本注曰、二丞、掌守明堂・靈台。靈台掌候日月星氣、皆属太史。)
…(以下に博士祭酒、太祝令、太宰令、大予樂令、高廟令、世祖廟令が続く)…

右属太常。(本注曰、有祠祀令一人、後転属少府。有太卜令、後省并太史。中興以来、省前凡十官。)

一見して明らかなように、同書は次の構成を取っている。官府ごとに、まず長官、ついで次官以下の属官について、それぞれの員数と秩石が本文で示される。その上で、それぞれの官の職掌と、ときに簡単な沿革が注の中で記され

る。この基本的な形をはっきりとさせたのが、徐冲氏の論文の功績の一つである。

その上でなおいくつかの点を補足すれば、まず太尉条の注で掾属・令史御属の構成とそれぞれの職掌が詳述された上で、他の三公、司徒・司空の条では「掾属三十一人、令史及御属三十六人」などと記すにとどめ、それらの詳細を注記してはいない、すなわち煩瑣な繰り返しを避けていることが挙げられる。同様の工夫は世祖廟条の注に「如高廟」とする所などにも見られる。

第二に、徐氏は注において各官の沿革の記事がごく簡略であることを指摘するが、のみならず官名の意味などに関する考証的記述が全般にきわめて少ないことが挙げられる。『漢書』百官公卿表に比べれば異とするに足らないが、『漢官解詁』や『漢官儀』など後漢時代の職官儀注書に比べたとき、その特徴は顕著である。また徐氏の指摘のように同書以来、職官志の類に在官者の名前を挙げないことが伝統となるが、そのことと関連して、官にまつわる様々な逸話のたぐいを同書がいつさい載せないことも——同書が正史中の一篇である点を考慮しつつも——、『漢官儀』などと比較しての特徴としてよいだろう。

第三に、Bock氏は太傅条(正しくは注)の「掌以善導、無常職」との記述が理念的に過ぎることを指摘するが、同様に理念化・形式化された記述はたとえば太尉・司徒・司空の三公における注、「太尉」「掌四方兵事功課、歳盡即奏其殿最而行賞罰」、「(司徒)」「掌人民事…凡四方民事功課、歳盡則奏其殿最而行賞罰」、「(司空)」「掌水土事…凡四方水土功課、歳盡則奏其殿最而行賞罰」などにも見られる。

第四に同書の全体の構成を見たとき、上公の太傅から三公、ついで中二千石の九卿以下中央諸官、そして刺史・太守・県令以下の地方官、最後に諸侯王国と冊封下の四夷君長、というように、中央から順を追って同心円状に四夷へと広がる帝国秩序の理念——それは『周礼』の世界構想でもある——の表現されていることが指摘できる。なお四夷

君長の後には百官受奉例の記載があるが、これについては後述したい。

以上の諸点を見たとき、先章で述べた同書の特質が改めて確認されよう。同書は『周礼』にスタイルの範をとりながら、簡潔さを旨として煩瑣な叙述を整理、制度の動態よりは静態的典制の提示に比重を置き、帝国の全体秩序のもとに官制の理念的あり方を示したのである。

こうした同書の特質は、同書が依拠したと考えられる資料とどのように関わり・或いは関わらないのであろうか。次に、同書の資料的来源に関する従来の見解を紹介、検討してみたい。

まず、『統漢書』八志に大きな影響を与えたものとして、呉樹平氏が指摘するように蔡邕の「十意」が重要である。これは『東觀漢記』の志として編纂されたもので、十意中、篇名のわかるものとして律曆・礼・楽・郊祀・天文・車服・朝会の七篇がある（『後漢書』蔡邕伝注引『邕別伝』、『史通』古今正史篇）。のこる三篇について呉氏は不明としており、この中に百官意の類が含まれるか否かはわからない。ただ、蔡邕の典章制度の学に直接大きな影響を与えたのは師の胡広であり、胡広には漢朝の官僚制度を解説した『漢官解詁』の著がある。思うに、蔡邕は『漢官解詁』がすでにあるため、師への遠慮もあり十意の中に敢えては百官意を入れなかったのではなからうか。『統漢書』律曆志・天文志については司馬彪が蔡邕の撰述を継承したことが『晋書』の志に明言されるが、統百官志については以上の理由より蔡邕の直接的影響を確認することはできず、むしろ、呉氏や谷井氏も示唆するように『漢官解詁』（以下『解詁』…引用文は孫星衍輯本による）の影響をそこに想定することが可能である。例を挙げれば、統百官志の太僕条注「掌車馬。…大駕則執馭」は『解詁』「大駕則公卿奉引、大將軍驂乘、太僕御」に、同・廷尉条注「掌平獄、奏当所応。凡郡國讞疑罪、皆処当以報」は『解詁』「廷尉當理疑獄」に、宗正条注「掌序録王国嫡庶之次、及諸宗室親屬遠近、郡国歲因計上宗室名籍」は『解詁』「又歲一治諸王世譜差序秩第」に、大司農条注「辺郡諸官請調度者、皆為

報給、損多益寡」は「解詁」「辺都諸官請調者、皆有調均報給之也」に、それぞれ類似した記述を見いだすことができる。しかし右からも明らかのように、「解詁」からの直接的影響を見て取ることも難しく、何らかの継承関係は否定できないにせよ、そこには大幅な改編を想定せざるを得ない。

次に、呉氏および Beck 氏は『東観漢記』百官表からの影響を強調している。『統漢書』全体が『東観漢記』を大きな資料源とすることは間違いであるが、こと統百官志について言えば、現存する『東観漢記』百官表佚文に職掌に関する記述はきわめて乏しく、その影響を見て取ることはやはり難しい。

徐冲氏は、先章で挙げた統百官志序文に「その官簿に依り」とあることより、「官簿」すなわち漢代の諸般の行政記録をその資料来源としている。なるほど、張家山漢簡「二年律令」中、秩律では前漢初期の御史大夫から秩百二十石の下級官吏に至るまでの官秩が規定されており、また尹湾漢墓木牘「東海郡吏員定簿」には「大守吏員廿七人。大守一人、秩□二千石。大守丞一人、秩六百石。卒史九人、属五人、書佐九人、門兵佐一人、小府齋夫一人、凡廿七人」のように各官の定員と官秩を載せる⁹⁾のみならず、同記録が比二百石以上のいわゆる長吏のみに対して官秩を記し、以下の少吏についてはそれを記さないことも統百官志と同様である。統百官志本文がこうした行政文書の類を来源の一つとした可能性は考慮してよい。ただし注における職掌、ときには簡略な沿革などの記述までもが漢代、公的行政文書に記されていたとも考えがたい。本章冒頭に挙げた例からもうかがわれるように、統百官志注に記載される各官司の職掌は典章儀礼の制と密接しており、これらは前後漢四百年余りの間に漸次形成されてきたものであつて法的に規定される性質のものではなく、むしろ有職故実を記した職官儀注書に記載されてしかるべき事項だったはずである。

一例を挙げよう。先に引いた統百官志・太尉令史及御属条の本注には「漢旧注に公令史百石とあり、中興より以

後、注に石数を説かず」とある。すなわちこの本注が「漢旧注」に依拠していることがわかるが、この「漢旧注」なる書について、谷井氏は胡広『漢官解詁』との關係を指摘している。また他の箇所で見られる「旧注」を谷井氏は衛宏『漢旧儀』のことであろうとする。従うべきであろう。ただし統百官志注と『解詁』との類似が一部記事に認められながら、前者が後者をそのまま踏襲した訳ではないことは先に確認した通りであり、『漢旧儀』あるいは応劭『漢官儀』についてもそれは同様である。参考までに、この二書および『漢書』百官公卿表と、統百官志注の記事との類似箇所も比べておこう。

太史令・

(統百官志注) 掌天時・星曆。凡歳將終、奏新年曆。凡国祭祀・喪・娶之事、掌奏良日及時節禁忌。凡国有瑞応・災異、掌記之。／(漢旧儀) 太史令凡歳將終、奏新年曆。凡国祭祀喪娶之事、掌奏良日及時節禁忌。／(漢官儀) 掌天時星曆、凡歳奏新年曆。凡国祭祀喪娶之事、奏良日。国有瑞応災異、掌記之。

大鴻臚・

(統百官志注) 掌諸侯及四方帰義蛮夷。∴／(漢官儀) 秦置典客、掌諸侯及帰義蛮夷。漢因之。∴

光祿勳・

(統百官志注) 掌宿衛宮殿門戸、典謁署郎更直執戟、宿衛門戸、∴／(百官公卿表) 郎中令、秦官、掌宮殿掖門戸、有丞。∴

太僕・

(統百官志注) 掌車馬。天子每出、奏駕上鹵簿用。大駕則執馭。／(百官公卿表) 太僕、秦官、掌輿馬、有兩丞。

とくに太史令の記事では統百官志注と『漢旧儀』との間に強い類似性が認められるものの、全体にみればそうした箇

所は部分的にとどまる。続百官志注が先行する職官儀注書をそのまま踏襲した訳ではなく、とくに職掌内容に関する部分について適宜取捨選択を行ったであろうことは、以上からも了解されよう。

司馬彪は、漢代の官文書や職官儀注書を資料としつつ、それらを独自に再編集し、本文に吏員と官秩を、注に職掌を記すという従来見られなかった新しい形式により、漢代の官制を全体的構想のもとに整然と提示した。百官公卿表を「やや条貫あり」と評価した彼の秩序的叙述への志向がここには強く表れている。こうした志向は彼の思想傾向、そして同時代の思潮と無縁ではなかったに違いない。先章で彼に玄学への傾斜の見られたことを指摘した。魏晋時代の名理学・玄学を持つ抽象的思弁と論理的形式への志向性が当時の司法観念や律の体系にまで深い影響を及ぼしたことを筆者は前稿で述べたが、こうした影響が司馬彪の官制叙述にも及んだとは考えられないであろうか。

ここに至り、あらたに考えねばならない問題が出てくる。こうした時代思潮のもと続百官志が編まれたとするなら、まさしく同じ時代に編まれたもう一つの官制の典範、すなわち他ならぬ泰始令、なかんずく官品令・吏員令についてはどうであったのか、またこれらと続百官志注との関係はどのようであったのか、という問題である。章を改めて検討したい。

三 泰始官品令と吏員令の形式

晋初の泰始年間に公布された法典、いわゆる泰始律令が、刑法典たる律と行政法典の令からなる律令制の確立の上で画期的な意義を持つものであったことについては、今さら言うまでもない。泰始律令は現在佚文として残るのみだが、『大唐六典』巻六、尚書刑部によれば、行政法典たる令四十篇の篇目は次の通りである。

一、戸 二、学 三、貢士 四、官品 五、吏員 六、俸稟 七、服制 八、祠 九、戸調 十、佃 十一、復除 十二、関市 十三、捕亡 十四、獄官 十五、鞭杖 十六、医薬疾病 十七、喪葬 十八、雑上 十九、雑中 二十、雑下 二十一、門下散騎中書 二十二、尚書 二十三、三台秘書 二十四、王公侯 二十五、軍吏員 二十六、選吏 二十七、選將 二十八、選雜士 二十九、宮衛 三十、贖 三十一、軍戰 三十二、軍水戰 三十三至三十八皆軍法 三十九・四十皆雜法

このうち、官制に関わると考えられるものは四の官品と五の吏員、および二十一の門下散騎中書から二十三の三台秘書であろう。ではそれら各篇は具体的にどのような条文から成っていたのであろうか。『唐六典』その他諸書には晋令の佚文が一定数残されているが、それらはどの篇に属するか不明であるものが多い。張鵬一氏はこれらを輯佚して『晋令輯存』⁽¹⁾を編纂するにあたり、それら条文の内容から所属篇目を推定し、晋令を復元しているが、その方法には大きな問題があり、明らかに他篇に属すると思われる条文が採録されていたり、そもそも晋令であるか疑わしいものを採録していることも多い。いま、諸書に残された晋令の佚文と確かに判定されるものを通見するに（この作業には電子文献が大きく貢献したことを正直に告白する）、その篇名がわかるもの、すなわち「晋某令に曰く」などとして引かれるものは官品令に限られている。⁽²⁾以下にそれらを列挙しよう。

晋官品令曰、三公緑綬綬也。〔『太平御覽』卷二百六、職官部四、総叙三六〕

晋官品令云、太子太師、品第三、旧視尚書令、位在卿下、進賢兩梁冠、五時朝服。〔『北堂書鈔』卷六十五、太子太師〕

晋官品令、太子太師、佩水蒼玉。〔『北堂書鈔』卷六十五、太子太師〕

晋官品令云、太子太師、銀印青綬。〔『北堂書鈔』卷六十五、太子太師〕

晋官品令、游擊將軍第四品。(『資治通鑑』卷二百二、胡三省注)

晋官品令、司馬、官品第一、武冠、絳朝服、佩山玄玉。(『北堂書鈔』卷五十一、大司馬)

晋官品令云、尚書僕射・尚書六人、皆銅印黑綬、進賢而梁冠、納言幘、絳朝服、佩水蒼玉、執笏負符。加侍中者、武冠(原作官)左貂金蟬。(『北堂書鈔』卷五十九、尚書)

晋官品令、給事黃門四人、大法駕出、次直黃門侍郎從駕。(『北堂書鈔』卷五十八、給事黃門侍郎)

晋官品令云、給事黃門四人、与侍中掌文案、讀相威儀、典署其事。(『北堂書鈔』卷五十八、給事黃門侍郎)

晋官品令云、大法駕出、則次直侍中護駕、正直侍中負伝國璽陪乘、不置劍、余皆騎從。御登殿、与散騎常侍对状、侍中居左、常侍居右。(『北堂書鈔』卷五十八、侍中)

晋官品令云、旧侍中職掌、擯威儀、尽猷納、糾正補過、文樂若有不正、皆得馭除。書表章奏、皆掌署也。(『北堂書鈔』卷五十八、侍中)

晋令、諸王置妾八人、郡公侯六人。官品令、第一・第二品有四妾、第三・第四品有三妾、第五・第六有二妾、第七・第八有一妾。(『魏書』卷十八、太武五王伝)

これらを見ればわかるように、官品令と名を冠していながら、官品のみならず員数、職掌、衣冠、さらには妾数など官品に付随する諸特権に至るまで記載のされていること、栗原益男氏や中村圭爾氏の指摘する通りである。⁽¹³⁾ただ、そのうであるなら、こうした記載と「五 吏員」、「七 服制」や「二十一 門下散騎中書」、「二十二 尚書」などの関係はどのようになるのであろうか。あいにく張氏の復元にもかかわらずこれら諸篇の正確な条文は不明ながら、篇目から判ずる限り、右に挙げた官品令における吏員職掌衣服の記載と、吏員令に記載されたであろう各官の定員、⁽¹⁴⁾服制令に記載されたであろう百官衣服の制、あるいは門下散騎中書・尚書令に記載のあろうこれら諸官の職掌内容とは重複

を来すように思われるのである。泰始律令は「前代の律令の本注繁雜」なるを厭い「其の苛穢を蠲き、其の清約を存す」る（『晋書』刑法志）ことにとつとめたのではなかったか。栗原氏は、その理由を泰始令がまだ十分に整理されていなかったことに求めているが、先章で確認した『統漢書』百官志の体裁に照らしたとき、別の考え方がありうるように思える。

ここで、唐令を参照してみよう。『唐令拾遺』の復元によれば、唐職員令の形式はたとえば三師三公台省職員令第二条

左丞相一人、右丞相一人（掌統理衆務、挙持綱目、総判省事）、左丞一人（掌管轄諸司、糾正省内、勾吏部戸部礼部等十二司、通判都省事）、右丞一人（掌管兵部刑部工部等十二司、余与左丞同）…

のように、吏員数を本文で、職掌を注釈で記す形式となっている。この形式は敦煌発見永徽東宮諸府職員令残卷（P.4634, 4634 C1・2, S.1880, 3375, 11446）⁽¹⁵⁾でも確認され、⁽¹⁶⁾ここでは職掌が割り注で注記されている。ここから推測するなら、晋令でも同様に、官品令・吏員令は元来それぞれ官品・吏員を記した本文と、職掌その他を記した割り注からなっていたのではなからうか。唐官品令は、官品ごとにその官品に該当する官名を列挙する。晋官品令も同様であったとするなら、上記佚文の原形は仮に次のように復元される（侍中、尚書、給事黄門侍郎の官品については『通典』晋官品に拠った）。

第三品

太子太師（銀印青綬、佩水蒼玉。旧視尚書令、位在卿下、進賢両梁冠、「給」五時朝服。）、侍中（旧侍中職掌、擯威儀、尽獻納、糾正補過、文楽若有不正、皆得馭除。書表章奏、皆掌署也。）、尚書（尚書僕射・尚書六人、皆銅印黑綬、進賢両梁冠、納言幘、絳朝服、佩水蒼玉、執笏負符。加侍中者、武冠左貂金蟬。）

第四品

游撃將軍(…)、…

第五品

給事黃門侍郎(四人、与侍中掌文案、贊相威儀、典署其事。大法駕出、次直黃門侍郎從駕。)、…

このような形式を想定した場合、『魏書』に引かれる官品令佚文「第一・第二品有四妾…」をどのように理解すべきか問題が残るが、一つの可能性として、こうした品秩ごとの身分待遇の規定は官品令全体の末尾に一括して記されていたとも考えられる。それはあたかも、『統漢書』百官志の末尾に百官受俸例が記されていたのと同様である。

いっぽう、唐職員令は官府ごとに長官から属官まで各官の定員を記す。晋吏員令でも同様であったとするなら、それは『統漢書』百官志の全体構成と一致する。晋吏員令の確たる条文は見つかっていないが、これも唐職員令と同様、吏員を記す本文と職掌その他を記す注文から成っていた可能性がある。たとえば『唐六典』が単に「晋令」として引用する条文、「中書侍郎四人、品第四、給五時朝服、進賢一梁冠」、「詹事丞一人、品第七、銅印黑綬、進賢一梁冠、皂朝服、局擬尚書左右丞」は吏員令の一部であり、元来「中書侍郎四人(品第四、給五時朝服、進賢一梁冠)」の形を取っていたのではなからうか。

以上、晋官品令と吏員令が、それぞれ官品・吏員を記す本文と、職掌その他を記す注文から成っていたことを推測した。もとより根拠に乏しい憶測ではあるが、この推測をわずかながら支える事例として、晋令を継承したとされる梁令が本文と注より成っていたことを挙げておこう。

天監の初め、武帝、尚書刪定郎濟陽の蔡法度に命じ、令を定めて九品を為さしむ。秩定まるや、帝、品下に注すらく一品は秩万石と為し、第二第三は中二千石と為し…(『隋書』卷二十六、百官志上)

また、二〇〇二年に甘肅省畢家灘より出土した十六国墓の棺に、晋律の本文とともに律注が割り注で記されていたこと⁽¹⁶⁾とを挙げてよいであろう。

右に、仮に官品令もしくは吏員令の注として想定した記載が元来、職官儀注書の類に記されていたであろうことは、たとえば先に挙げた晋官品令「注」における尚書の服制、「加侍中者、武冠左貂金蝉」が、『漢官儀』の中に「侍中、金蟬左貂」、ないしは「中常侍、秦官也。漢興、或用士人、銀瑠左貂。光武已後、專任宦者、右貂金瑠」などの類似記事を見いだすことから十分想像される。これら職官儀注書の影響のもと、官制に関する法規として、晋泰始令は漢代には見られなかった職掌等規定をも盛り込んだ新しい形式をとり、唐令の形態への先蹤として画期的な意義を持つものであったと言えるのではないか（この新形式は割り注の活用によってもたらされたと思像されるが、張・曹論文も示唆するように、木から紙への書写材料の変遷がその一背景を為すであろうことも言い添えておきたい）。

晋泰始官品令、吏員令は、先行する漢魏の諸規定とともに職官儀注書の類を参照しつつ、本文と注に分けた整然とした形式で、新王朝のための一代の典範を提示した。泰始三年、新たに成った律令が御前に奏上された際に「武帝親しく自ら講に臨み、裴楷をして執読せしむ」（『晋書』刑法志）と、儒教の講学礼と同様の儀式が挙げられたことは、同法典が経書と同等の扱いを受けたことを示している。

以上、晋官品令と吏員令が、先章までで確認した『統漢書』百官志と同様の形式を持つのみならず、同じ時代精神のもとに編まれたものであることを推測的ながら述べてきた。両者の先後関係については確かめようがないが、魏末晋初、まだ二十過ぎであった司馬彪の著作が国家の令典編纂に大きな影響を与えたとは思えない。秘書郎として律令奏上の場に参列したであろう彼は、同法典の影響のもと、新たな盛世への期待と不安を胸に『統漢書』を編んだのではなかろうか。果たしてその後、つかの間の天下再統一と、八王の乱の天下土崩を彼は目の当たりにしつつ、そのさ

なかに世を去った。

おわりに

西晋時代、儒教的規範意識が著しい高まりを見せ、国政の諸般が経義に依拠したことを渡邊義浩氏は強調する。⁽¹⁷⁾ 同氏や Beck 氏の指摘のように、『統漢書』百官志は現王朝のための經典として編まれたのであり、その基本精神は泰始律令とも通底するものであった。『統漢書』百官志における、周礼のごとく靜的かつ簡潔整然とした型式は、こうした同書の性格目的に由来するであろう。

しかしこのような周礼的な官制記述のスタイルはその後、魏晋南北朝時代にあつては後退していくように見える。『宋書』百官志、『南齊書』百官志、或いは佚文として残る『齊職儀』、いずれも簡繁の差こそあれ、各官の定員に就いてその職掌と沿革を述べる形をとり、制度の靜態よりは史的動態に重きを置くようである。後漢時代、胡広『漢官解詁』や応劭『漢官儀』などの職官儀注書が經典への批擬を意識しつつも、制度の史的變遷の記述に比重を置き始めたことを筆者は以前に述べたが、⁽¹⁸⁾ 史が経より独立していく過程で、いわば經典化と歴史化、官制記述における双方向の拮抗が魏晋南北朝を通じて働いていたのではなからうか。西晋時代、儒教的規範意識の高まりのなかでの、前者への大きな振幅の現れとして、『統漢書』百官志を評価することができるであろう。

こうした振幅の最後を飾るように、唐開元中に編纂された『大唐六典』は周知のように周礼になぞらえた官制記述の形をとる。そしてそれを最後に、谷井氏の指摘のように、官制記述は經典の束縛を離脱していく。魏晋時代から唐代までを一つの時代として捉える見方はここでも有効であると思われる。

- 注
- (1) 渡邊義浩「司馬彪の修史」(同氏「西晋「儒家国家」と貴族制」汲古書院、二〇一〇年、所収)
 - (2) 谷井俊仁「官制はいかに叙述されるか…『周礼』から『会典』へ」(『人文論叢』(三重大学人文学部文化科学研究紀要)第二三号、二〇〇六年)、中村圭爾「六朝における官僚制の叙述」(同氏「六朝政治社会史研究」汲古書院、二〇一三年、所収)。とくに谷井論文は、中村論文・徐論文に先立って「百官志」の本・注分かれた元来の構成が周礼をモデルとすることなどを指摘しており、重要である。
 - (3) B. J. Mansvelt Beck, *The treatises of later Han : their author, sources, contents, and place in Chinese historiography*, E. J. Brill, Leiden, 1990
 - (4) 徐冲「『統漢書・百官志』与漢晋間的官制撰述——以“郡太守”条的辨証为中心——」(『中華文史論叢』二〇一三年第四期)
 - (5) 司馬彪の『莊子』注は、荊泮林輯「莊子注」(『百部叢書集成』五七「十種古逸書」所収)、王叔岷「荊泮林莊子司馬彪注考逸補正」(『中央研究院歷史語言研究所集刊』第一六冊、一九四七年)が佚文を輯録する。
 - (6) 陳寅恪「書世說新語文学類鍾会撰四本論始畢条後」(原載『中山大学學報』一九五六年第三期、のち『金明館叢稿初編』上海古籍出版社、一九八〇年、所収)
 - (7) 呉樹平「蔡邕撰修的《東觀漢記》十志」(同氏「秦漢文獻研究」齊魯書社、一九八八年、所収)
 - (8) 福井重雅「蔡邕と『独断』」(『史観』第一〇七号、一九八二年)
 - (9) 連雲港市博物館ほか『尹湾漢墓簡牘』(中華書局、一九九七年)
 - (10) 拙稿「魏晋南朝の司法における情理の語について」(『関西学院史学』四二号、二〇一三年)
 - (11) 『晋令輯存』(三秦出版社、一九八九年)
 - (12) 『隋書』経籍志、史部職官篇には「梁有徐宣瑜晋官品一卷」とあり、晋官品令が職官儀注に関する単行本として南朝まで流布していた可能性がある。晋令中、こと官品令のみが篇名を冠して引用されること、またそこで本文・注が渾然としていること理由として考慮すべきであろう。

- (13) 栗原益男「逸文からみた令についての若干の考察」(唐代史研究会編『律令制——中国朝鮮の法と国家』汲古書院、一九八六年、所収)、中村圭爾「晋南朝律令と諸身分構成」(注(2) 所掲同氏著所収)
- (14) 栗原氏は堀敏一氏の指摘(『晋泰始律令の成立』・原載『東洋文化』六〇号、一九八〇年。のち同氏『律令制と東アジア世界』・私の中国史学2)汲古書院、一九九四年に再収)を踏まえ、泰始吏員令が主に地方官を対象としたことを推定する。栗原氏がそう述べる根拠は、泰始令四十篇のうち戸令から雑令までの第一グループが曹魏州郡令にほぼ相当するとの推測にあるが、そうであれば、吏員令の前に置かれた官品令も主に地方官を対象として然るべきではなからうか。しかるに晋官品令の佚文はすべてが中央官を対象としており、従って次の吏員令も中央百官を包括するものと見るのが妥当であろう。
- (15) 劉俊文『敦煌吐魯番唐代法制文書考釈』(中華書局、一九八九)参照。
- (16) 張俊民・曹旅寧「畢家灘《晋律注》相關問題研究」(『考古与文物』二〇一〇年第五期)
- (17) 注(1) 所掲同氏著第二章の諸篇参照。
- (18) 拙稿「胡広『漢官解詁』の編纂——その経緯と構想——」(『史林』八六―四、二〇〇三年)、「応劭『漢官儀』の編纂」(『関西学院史学』三三三号、二〇〇六年)